

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第二十三号

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則（平成十五年秋田県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項に次のただし書を加える。

ただし、県外産業廃棄物の処分を行う産業廃棄物処理業者等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条の十一第二号又は第六条の十四第二号に掲げる者である場合には、二年以内とする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則第二条第六項ただし書の規定は、この規則の施行の日以後にされた秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成十四年秋田県条例第七十五号）第三条第一項前段の規定による協議について適用し、同日前にされた同項前段の規定による協議については、なお従前の例による。